

亀山市公告第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により亀山市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該亀山市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該亀山市森林整備計画の案に意見がある者は、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、亀山市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成31年2月7日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧期間

平成31年2月7日から同年3月8日まで

2 縦覧場所

亀山市産業建設部産業振興課森林林業グループ